

令和5年12月20日

入間市教育委員会
教育長 中 田 一 平 様

入間市学校統合委員会（西武地区中学校）
委員長 幡 野 敏 彦

入間市学校統合委員会（西武地区中学校）の協議結果について（報告）

当委員会は、市の公共施設マネジメント事業計画に基づく、西武地区の中学校の統合にあたり、課題となる項目について、地域住民及び学校関係者の意見を聴取し、令和4年7月の第1回委員会より、計9回の協議を重ねてまいりました。

課題項目について、次のとおり意見をとりまとめましたので、報告いたします。

1 通学路の交通安全対策について

学校統合地区検討会議及び学校統合委員会において抽出した別紙の40か所の課題箇所に対し、野田中学校で移転統合する令和7年度までに必要な交通安全対策、及び、西武中学校に移転する令和11年度までに必要な交通安全対策を行っていただきたいこと。

2 統合後の学校の名称について（令和5年3月27日提言書提出済）

(1) 協議の結果

西武地区の西武中学校及び野田中学校の2校が統合する令和7年度からの学校の名称については、「西武」に意見がまとまりました。

(2) 理由

- ①「西武」は、仏子・野田・新光を包括する名称であるため。
- ②「西武」という名称で市内のどの地区の学校であるか認識されやすいため。
- ③「西武」という地区の名称のもと、郷土愛を育むことができるため。

3 制服について（令和5年8月29日提言書提出済）

(1) 協議の結果

次の意見を取り入れた、新たな制服を作っていただきたいこと。

安価であること。軽量であること。機能的であること。デザインが良いこと。

(2) 理由

従来の制服よりも安価で機能的など、時代に合わせた、購入しやすい制服とするべきと考えるため。

4 校章について（令和5年8月29日付提言書提出済）

(1) 協議の結果

校章については、異なる観点からの二つの意見を併記します。

①新たな校章を作る、または、②野田中学校の校章を新校の校章とする、のいずれかとしていただきたいこと。

(2) 理由

- ① 新設校としてのスタートにふさわしいイメージの校章を、新たに作ることが望ましいと考えるため。
- ② 野田中学校校章は、「ヒバリ」「茶の葉」をモチーフとした、新校の校章にも適したデザインであるため。また、新校の校章に野田中学校の名残をとどめ、地域の歴史を承継したいため。

5 校歌について

以下の意見を踏まえ、校歌を選定していただきたいこと。

- ・ 校歌について、在校生、卒業生、教員等を対象にアンケートを行い、結果を尊重して決めることが望ましい。
- ・ 新校であるので、新たな校歌を作る。
- ・ 西武中学校であるので、西武中学校の校歌を使用する。
- ・ 野田中学校の校歌をアレンジして使用する。

6 通学方法について

徒歩通学を原則とし、学校までの直線距離が1.5 km以上の生徒には、自転車通学を可能としていただきたいこと。また、保護者の申し出があるときは、公共交通機関を利用しての通学を可能としていただきたいこと。

7 学校に設ける設備について

現西武中学校の建て替えに際して、次の意見を取り入れていただきたいこと。

(1) 「地域とともにある学校」について

現在の体育館はやや狭く、「地域とともにある学校」として、災害時の避難所であることに配慮した建物配置となるよう建て替え、エアコンを設置していただきたいこと。

(2) 校舎、体育館等について

他市事例の良いところを取り入れていただきたいこと。また、老朽化が進んだ部室を整備し、体育館は重層階として武道場やプールを設けていただきたいこと。いずれもエアコンを設置していただきたいこと。

(3) グラウンドについて

冬季の霜によるぬかるみの改善や、夏季の暑さ対策のため日陰を作るなどの整備を行っていただきたいこと。

西武地区中学校統合に係る通学路課題箇所（別紙）

No.	場 所	課 題 等 対 応 策	対応時期		
			「◎」は重点課題として捉えているもの 短 期 (～6年度)	中 期 (～10年度)	長 期 (11年度～)
①	新光中央公園	○不審者が多いため、防犯灯、「不審者に注意」の立看板の設置、警察官による巡回の要請をすること。	○		
②	新光工業団地内	○大型車両の通行量が多いが、歩道が設置されていないため、歩道を整備すること。			○
		○コンビニエンスストア交差点から野田中学校入口交差点の間、電柱の移設やグリーンベルト、ポストコーンの設置をすること。	○		
③	あかまつ公園付近交差点	○交差点に信号機がなく車両が突然出てくることがあるため、信号機を設置すること。			○
		○既設の「止まれ」の道路標示を補修すること。	○		
④	保善高校グラウンド周辺	○周辺の道路が暗いため、街路灯を設置すること。			○
		○周辺の道路が暗いため、防犯灯を設置すること。	○		
⑤	西武地区体育館付近	○下りカーブを減速せずに通過する車両が多いため、区画線の設置や「歩行者注意」等の看板を設置すること。	○		
		○街灯が小さく暗いため、街路灯や防犯灯を設置すること。	○		
⑥	中橋通り（国道北側）	○街路樹が植樹されており、歩道が狭くなっているため、街路樹の撤去を行うこと。	－	－	－
⑦	中橋通り（国道北側）・吉田産婦人科付近	○中橋通りを北から下ってきた自転車と東から中橋通りに出る車両との接触事故が危惧されるため、道路標示の補修・設置や「自転車注意」等の立看板の設置、停止線の補修をすること。	○		
		○信号機が設置されていないため、信号機を設置すること。			○
⑧	元加治幼稚園前信号機	○歩行者用信号の青の時間が短く、小学校低学年だと渡り切れないため、歩行者用信号の青の時間を長くすること。		○	
⑨	白髭神社前	○カーブで見通しが悪いが、スピードを出す車両が多い。カーブミラーは設置されているが安全に横断歩道を渡ることができないため、カーブ手前に減速指示の区画線の設置や横断歩道と「横断者注意」の標示を補修すること。	○		
⑩	市道幹４８号線と市道幹４９号線の交差点（バルメゾン元加治ヒルズ付近）	○交通量が多く、信号機が設置されてないため、信号機の設置、待機場所を確保すること。	◎		
		○交通量が多く、歩道が設置されていないため、G２７２号線へのグリーンベルトの設置や、交通指導員の配置を行うこと。	○		
		○夕方は道路が暗く、見通しが悪いため、街路灯の設置を行うこと。	－	－	－
⑪	細谷医院付近	○カーブ出口付近にある横断歩道は、カーブミラーがあってもカーブの先が見通せないため、手押し信号機と補助信号機を設置すること。			○
		○警戒標識の設置、道路標示の補修を行うこと。	○		
⑫	金山神社付近	○土砂災害警戒区域に指定されているが、整備されていないため、土砂災害の防止を行うこと。			○
⑬	中橋通り （中橋～中橋北交差点～国道２９９号）	○東側の歩道が狭く、歩道を走っている自転車が歩行者を避けるために車道に飛び出してくるため、中橋北側交差点から中橋北交差点の東側歩道の拡幅を行うこと。	◎		
		○交通が集中する交差点であるが、信号待ちの児童生徒の待機場所がないため、待機場所を確保すること。		○	
		○中橋北側交差点から国道２９９号の東側歩道にガードパイプの設置や、交通指導員を配置すること。	○		
⑭	上橋・中橋	○橋に人、自転車、車両が集中するため、「自転車は下車し、徒歩で横断」の立看板を設置すること。	－	－	－
⑮	中橋～アミーゴ	○橋からアミーゴ方面への左折車が多く、直進する歩行者が危険なため、歩車分離信号機を設置すること。		○	
		○橋からアミーゴ方面への左折車が多く、直進する歩行者が危険なため、「左折時横断者注意」の標示を設置すること。	○		
		○両側の歩道とも狭く、通行量が多くて危険なため、中橋南側交差点からアミーゴ前交差点までの道路を拡幅すること。			○
⑯	ヤオコー南側	○店舗や郵便局等を利用する車両が多く、路上駐車する車両も多いため、「迷惑駐車はやめましょう」の立看板の追加設置や警察官による巡回の要請を行うこと。	○		
⑰	ヤオコー～仏子駅	○道路幅が狭く、自転車通行時に危険であるため、自転車専用レーンを設置すること。			○
		○アミーゴ西側の仏子駅第二自転車駐車場（市駐輪場）に自転車を駐輪し、徒歩で跨線橋を渡っての通学を促すこと。		○	
⑱	県道富岡入間線（仏子団地北東側）	○通学で道路を横断する生徒が多いが、横断歩道がないため、横断歩道を設置すること。	－	－	－

西武地区中学校統合に係る通学路課題箇所（別紙）

No.	場 所	課 題 等 対 応 策	対応時期		
			「◎」は重点課題として捉えているもの 短 期 (～6年度)	中 期 (～10年度)	長 期 (11年度～)
		○通学で道路を横断する生徒が多いが、見通しが悪いため、警戒標識を設置すること。			○
⑰	中橋通り（中橋～交番～仏子第2号踏切）	○中橋南側交差点から仏子第2号踏切の交通量が多いが、中橋から南側は歩道が設置されていないため、道路の拡幅を行うこと。			○
		○スクールゾーンにできるか検討を行うこと。			○
		○踏切付近は、交通量が多いうえ道が狭く、急カーブ・クランクがあり危険であるため、「歩行者注意」の区画線を設置すること。	○		
		○中橋南側から中橋南交差点に、グリーンベルトの設置を行うこと。	○		
		○中橋での信号待ちの待機場所がないため、待機場所を確保すること。			○
⑳	仏子駅跨線橋	○スロープがなく自転車での利用ができないため、スロープを設置すること。			○
㉑	入間第5号踏切付近の橋	○橋の幅が狭く車両が来ると危険なため、橋の拡幅を行うこと。			○
㉒	仏子団地南東側付近の橋	○橋の幅が狭く車両が来ると危険なため、橋の拡幅を行うこと。			○
㉓	仏子駅北東側線路沿い	○仏子駅北口付近から東へ向かう道路が狭く、自転車通学は他の人の迷惑となるため、道路の拡幅を行うこと。			○
㉔	県道富岡入間線（仏子小入口付近）	○歩道が設置されていない箇所があるため、歩道の整備を行うこと。			○
㉕	県道富岡入間線（宮岡教会前）	○道路北側の歩道が設置されていないため、歩道の整備を行うこと。			○
㉖	県道富岡入間線（仏子第1号の2踏切付近）	○歯科医院の西側で歩道が途切れるため、歩道の整備を行うこと。			○
㉗	仏子第1号の2踏切	○踏切内の道幅が狭く、歩道が設置されていないため、踏切の拡幅を行うこと。			○
㉘	仏子第2号踏切	○踏切内の道幅が狭く、歩道が設置されていないため、踏切の拡幅を行うこと。			○
㉙	高正寺付近～いちょう通り交差点	○道が狭いため、道路の拡幅を行うこと。			○
		○街灯が少ないため、街路灯を設置すること。			○
		○街灯が少ないため、防犯灯を設置すること。	○		
㉚	いちょう通り（西武中入口北側のカーブ）	○カーブ部分に歩道が設置されておらず、車両の通行量が多く危険なため、歩道の整備を行うこと。			○
A	上橋通り元加治駅北東側の交差点	○通過車両が多いが、信号機がなく全方向一時停止のため、スムーズな交差ができず危険であるため、信号機の設置を行うこと。			◎
		○交差点付近にポストコーンの設置を行うこと。	○		
B	仏子第3号踏切（元加治駅東側）	○踏切内の幅員が狭く歩道がない。また、通過車両が多いため、踏切の拡幅、グリーンベルトの設置を行うこと。			○
C	上橋通り（上橋北側）	○路側帯はあるが、道路幅員が狭く歩道がないため、道路の拡幅を行うこと。			○
		○グリーンベルトの設置を行うこと。	○		
D	旧道（幹48号線）の側溝	○車道路面と側溝の蓋との段差が10センチメートル程度あるため、段差の解消を行うこと。	○		
E	G272号線	○道路幅員が狭く、普通自動車がやっとすれ違える状況である。路側帯が東側にしかなく、路側帯の幅が狭いため、道路の拡幅を行うこと。			○
		○グリーンベルトの設置を行うこと。	○		
F	新光工業団地内の歩道	○歩道のつながりに連続性がなく、歩道から反対側の歩道に渡るのに横断歩道がないため、横断歩道を設置すること。	○		
G	G420号線の歩道（入間仏子郵便局前）	○大沢川に架かる橋梁の端部に10センチメートル程度の段差があるため、段差の解消を行うこと。	－	－	－
H	図書館西武分館東側の交差点	○信号待ちの待機場所がないため、待機場所を確保すること。		○	
I	県道富岡・入間線の歩道（仏子団地東側）	○道路北側には歩道があるが、南側には一部にしか歩道がないため、歩道の整備を行うこと。			○
J	G392号線のカーブ(西武中学校南西側)	○通勤・通学時間帯は、仏子駅への送迎車両が多い。道路幅員が狭く、車両がすれ違えないうえ、急カーブで見通しが悪いため、道路の拡幅を行うこと。		○	